

# カルテル行為は法令違反です

## ●カルテル（談合）とは

同業者間で価格や数量等について話し合い、競争を制限する行為のことで、法律上禁じられています。カルテルと認定された場合、企業（事業者）に課徴金が課されることになるだけでなく、個人にも懲役や罰金の刑事罰、さらには懲戒処分等が科される可能性があります。

⇒価格や数量の話を聞くだけでも、カルテルと疑われる可能性があります

カルテルは消費者からの信頼を損なう行為です。

会社や自身を守るためにも、正しい対応を行ってください！

## < カルテルが疑われやすい事例と具体的な対応（誤・正）例 >

### 事例

### 間違った対応例

### 正しい対応例

< 価格の取り決めに関わる行為は一切不可 >

< 自ら調査した情報を経営に活かすことは可 >

### SS店頭 価格に関 すること

#### 【価格の取り決め】

- SS店頭価格に関して、改定幅、改定日時等（以下、価格等）を対面・電話等で話し合う
- 自身が対面・電話等で、同業他社に価格等を提案する
- 提案された価格等を了解する



#### 【価格情報の収集】

- 同業他社から直接、電話等で価格等に関する情報を受領する。同業他社から直接、当該情報を聞くだけでもカルテルと疑われる可能性があるので要注意！



#### 【価格情報の共有】

- 他社から価格等に関する情報を受領し、第三者に回す
- ※ 自社SSの価格に反映しないとしても、同業他社から得た情報を伝えるだけでカルテルと疑われる可能性があるので要注意！



### 入札に 関すること

#### 【入札資格の取り決め】

- 他社の入札価格情報を入手・活用し落札する。
- 入札に参加する同業他社と受注する順番（持ち回り）を決める



- 仕入や自社コスト、再投資可能な利益を考え、自社SSの価格設定を行うこと（自ら調査した周辺SSの価格を参考とすることは問題ない）万が一、カルテルを意図する価格情報を受けた場合は、「今後一切、カルテルを意図する価格情報の連絡はいただきたくない」と明言する



※ 受領した情報を価格に反映させなかったとしても、受領した事実だけでカルテルと疑われる可能性があるため、情報を受領しないことを明確に意思表示する

- 同業他社がいる会場で、カルテルを意図した価格の話題や、入札に関する話題となった場合、退席する



- コンプライアンス違反が疑われるような情報を得た場合は、上長【コンプライアンス担当者】または社長に報告する

※ 会合では、「採算販売の重要性」や「変動コストの適切な小売価格への転嫁」等呼び掛けることは問題ない